



情報共有(その他)

令和7年1月20日

第8回熊野川流域治水協議会

流域治水対策等の主な支援事業集

- 水害の激甚化等を踏まえ、関係16（R5以降は17）府省庁による「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を設置（R2.10.28）。
- 流域治水の着実な推進に向け、各省庁におけるこれまでの取組と今後の進め方・具体的な取組を「流域治水推進行動計画」としてとりまとめ（R3.7.30）。
- 関係府省庁における支援制度を一元化し関係自治体等に周知するため、「流域治水対策等の主な支援事業集」を作成・公表（R6.4）。

**流域治水対策等の
主な支援事業集**

2024



令和6年4月
流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議

 **流域治水**

61 URL https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr5_000073.html

一時避難場所整備緊急促進事業

水害時に発生する避難者を一時的に受け入れるための整備を図るため、オフィスビルや商業施設、マンション等の建築物において、避難者を受け入れるスペース、防災備蓄倉庫及び受入関連施設の整備に対して支援を行う。

補助要件

- 20人以上の避難者を受け入れる協定を地方公共団体と締結すること
- 浸水想定区域等^{※1}の区域又はその隣接する区域で整備すること
- 耐震性を有すること（建築基準法適用）^{※1}
 - ※1 国連に附する避難場所の取組について、耐震性向上
- 通常に館内者と避難者の食料・水等を3日分備蓄可能であること
- 通常に階下等の備蓄品を保管するための備蓄倉庫について、次のいずれかに該当するものであること
 - ・「防災事業」として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの
 - ・事業の整備前に「基礎事業^{※2}として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの
 - ・都市再生特別措置法第45条の1第81項の規定による管理協定の締結等により適切に維持管理されるものと認められるもの
- ※2 災害救助法（避難者収容費）に定める「避難・救助の設備費

事業着手期限

令和8年3月31日までに関手された事業

対象建築物

地方公共団体と避難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等

補助対象事業費

避難者を受け入れるために付加時に必要となる、下記の整備に要する費用（掛かり増し費用）

○受入スペース

○受入関連設備（非常用発電機、給水関連設備（面水型貯水機）、防災汁戸等[※]、浄化設備、排水機及び配管等を含む。）等

非常用発電機

マンホールトイレ

○防災備蓄倉庫

止防水

補助品

- ①民間事業者が整備主体の場合
(国：2/3、地方：1/3)
- ②地方公共団体が整備主体の場合
(国：1/2)

掛かり増し費用

国(2/3) 地方(1/3)

既存支援制度を活用

・自前掛金は受災箇所数による、

自前費用に区分される設備の整備費

掛かり増し費用

国(1/2) 地方(1/2)

既存支援制度を活用

・自前掛金は受災箇所数による、

自前費用に区分される設備の整備費

一時避難場所整備緊急促進事業（R6拡充）
要件を満たした一時避難スペース、防災備蓄倉庫、
関連施設の整備に対して支援を行う制度

70

URL: <https://www.env.go.jp/content/0001938336.pdf>

グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（環境保全対策関連部門）

環境保全対策関連プロジェクト等へのグリーンファイナンス拡大に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

民需不動産の洪水対策など気候変動への適応、革新的技術を開発させるビジネス、循環経済ビジネス等への資金供給のためのグリーンボンド・グリーンローン等の資金調達等の支援を通じ、脱炭素社会・SDGs実現に急務であるESG金融の拡大の流れを加速する。

2. 事業内容

近年多発している気象災害など気候変動への適応や、海洋プラスチック問題、循環経済構築に向けた対応、環境イノベーションに向けた研究開発は急務となっている。これらの対応を更に加速化するため、民間資金導入のための支援策を講じる。具体的には、以下の事業を行う。

環境保全対策関連プロジェクト（気候変動適応、循環経済、生物多様性・自然資本等関係）、環境イノベーションに向けた研究開発、循環経済ビジネス等のグリーンプロジェクトを資金調達とするグリーンボンド、グリーンローン、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローンの資金調達等を支援する者に対し、その支援に要する費用を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 脱炭素社会・団体等（グリーンボンド等資金調達支援者）
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ

環境保全対策関連プロジェクト（気候変動適応、循環経済、生物多様性・自然資本等関係）は、グリーンプロジェクトとして資金調達を行う。この資金調達は、グリーンボンド・グリーンローン等の発行・提供を通じて行われる。また、環境イノベーション・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローン等の資金調達も支援対象となる。

お問い合わせ先：環境省 大臣官庁 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240

グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（R6）
気候変動適応や環境イノベーションに向けた研究開発への資金調達等の支援に要する費用を補助

災害の自分事化プロジェクト

- 災害の自分事化協議会((一財)国土技術研究センター)は、国土交通省が設置した「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす自分事化検討会」による検討を踏まえ、全国各地に残る災害伝承に係る情報（コンテンツ、活動）のうち、心を揺さぶり行動に誘う良質な情報を発掘・育成するとともに、その情報を伝える仕組みを全国で展開。
- 検討結果とりまとめを公表（R6.5）。

災害の自分事化協議会 検討成果とりまとめ

災害伝承に関する良質な情報の普及・拡大に向けた
「災害の自分事化プロジェクト」

2024年5月

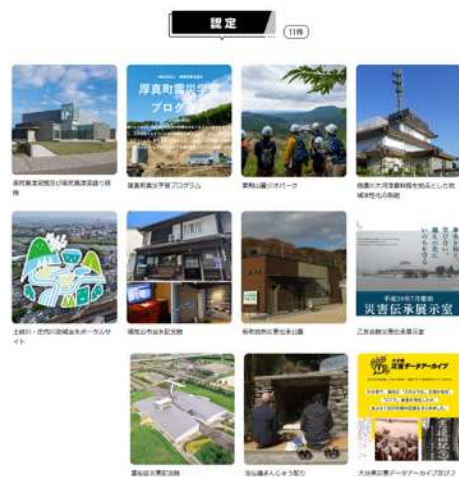
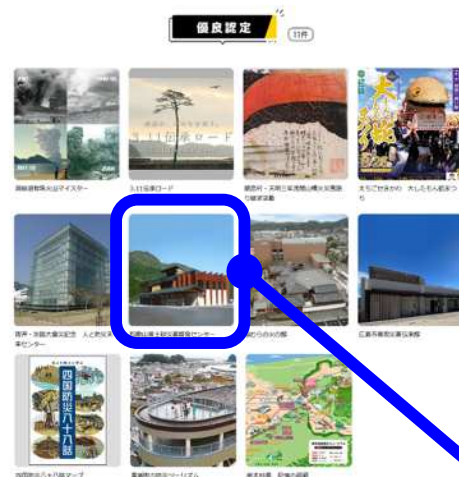
災害の自分事化協議会

事務局 JICE 国土技術研究センター

- ミッション** 災害犠牲者を減らし、災害後も持続的な地域社会の構築を目指すもの
- コンセプト** ①心を揺さぶり行動に誘う良質な情報を発掘・育成、②良質な情報を展開・普及する取り組みの構築・実践
- ゴール** 災害を自分事化して、新たな行動「平時から備える」「避難すること」をとる。

- 良質な情報を発掘・育成する取り組み
「NIPPON防災資産」の認定制度を創設（「優良認定」「認定」の二段階、4年間）
事実、リアリティー、教訓、深化の4項目を基準に評価
流域治水協議会が推薦・事務局抽出（「認定」案件）
- 良質な情報を伝える取り組み
送り手（自治体、メディア等）が協議会等により情報発信し、受け手（一般的な人）が情報の受発信
- 取り組みと評価
「平時から備える」行動における自分事化の現状、進展に着目した定量化による評価

○内閣府、国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動などを、「NIPPON防災資産」として内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通大臣が認定する制度を令和6年5月に新たに創設。令和6年9月5日に第1回の認定案件を公表。



- ・平成23年紀伊半島大水害の被災者が自身の被災体験で学んだ教訓を伝承するため、手書きの紙芝居を製作する等の工夫を凝らした、多くの語り部活動が実施されている。
- ・県内外の自治会や自主防災組織、行政団体等を対象とした団体啓発研修等への積極的な取組が行われている。

【優良認定】和歌山県土砂災害啓発センター

対象災害 平成23年紀伊半島大水害



生々しい体験を聞き、実際に目
ているので、とても他人事とは
臨場感のある紙芝居となってい